○近畿地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十七号東播都市計画道路事業七・六・五百二号山陽電鉄側道四号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十八号東播都市計画道路事業七・六・五百五号山陽電鉄側道五号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十九号東播都市計画道路事業七・六・五百六号山陽電鉄側道六号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第五十号東播都市計画道路事業八・七・五百号山陽電鉄側道十一号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十四号東部大阪都市計画都市高速鉄道事業第二百二十七―二号近畿日本鉄道奈良線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十二号東部大阪都市計画道路事業三・五・二百二十七―三十七号大阪瓢箪山線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十三号東部大阪都市計画道路事業三・五・二百二十七―三十七号大阪瓢箪山線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平